

行動援護従業者養成研修

知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者について、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成および居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防または回避するために必要な援護等に関する知識・技術を習得すると共に、行動援護従業者の資格取得を目的とした研修です。

●日 時: 令和6年 1日目 9/12(木) 10:00~17:00 2日目 9/18(水) 10:00~17:00
3日目 9/25(水) 10:00~16:30 4日目 10/4(金) 10:00~17:30
※全日程を修了された方に修了証明書を交付いたします。

●会 場: 奈良県社会福祉総合センター (1日目 中会議室 2・3・4日目 大会議室)
橿原市大久保町320番11号(畝傍御陵前駅東出口3分)



●受講料: 20,520円 内訳 受講料17,000円(税込み)+テキスト代 3,520円(税込み)
※テキスト「強度行動障害のある人の「暮らし」を支える」中央法規出版(株)
2020.11.20発行



●定 員: 40 名 (申込順受付)

＜行動援護従業者養成研修科目＞ (講習10時間+演習14時間=24時間)
(講義) 強度行動障害がある者の基本理解に関する講義
(講義) 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識に関する講義
(講義) 強度行動障害のある方へのチーム支援
(講義) 強度行動障害と生活の組み立て
(演習) 基本的な情報収集と記録等の共有
(演習) 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解
(演習) 行動障害の背景にある特性の理解
(演習) 障害特性の理解とアセスメント
(演習) 環境調整による強度行動障害の支援
(演習) 記録に基づく支援の評価
(演習) 危機対応と虐待防止



＜受講対象者＞

- ・行動援護サービスを提供している障がい者事業所の従事者、又は従事する予定の方
- ・知的障がい、精神障がいの特性、疾病の理解、および、行動援護技術について学びたい方

※行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修修了者」とみなすという経過措置は、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止。

【手順1】受講を申し込む

ホームページもしくは受講申込書の項目全てご記入(入力)の上、メールまたはFAX等でお申込みください。
FAXの場合は、右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 0742-35-2707)

【手順2】「請求書(振込票付き)」を郵送でお送りいたします。

※注) 開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。お振込をもって受講申込完了となります。

※注) ① 振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。② 振込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。③ 『受講申込書』による申込だけでは受付完了とはなりません。また、お振込後、受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。④ お振込みいただいた受講料は、開催決定(令和6年8月29日)以降は、原則として返金致しませんので予めご了承ください。※当センターの都合で開催を中止する場合は、電話等でご本人にご連絡の上、お振込み金額を返金いたします。(この場合の振込手数料は当センターが負担します)

